



福岡県医発第 0159 号 (地)

平成 27 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の
指定等に関する事務・権限の移譲について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）」において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定に係る事務・権限及び法第 12 条第 3 項に規定する指定の取消しに係る事務・権限（以下「指定等事務・権限」という。）について、都道府県知事に移譲するとされていたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号。以下「整備政令」という。）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号。以下「整備省令」という。）」が平成 27 年 3 月 31 日公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった旨、別添のとおり日本医師会より通知が参りました。

これにより、整備政令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号。以下「政令」という。）の所要の改正が行われるとともに、整備省令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号。以下「省令」という。）の所要の改正が行われ、指定等事務・権限について、都道府県知事に移譲されることとなります。

具体的には、整備政令により政令第 22 条第 1 項の改正を行い、法第 12 条第 1 項（指定医療機関の指定）及び同条第 3 項（指定医療機関の指定取消し）並びに第 13 条第 2 項（指定医療機関の指導）に係る権限を都道府県知事に移

譲することとした上で、政令第 22 条第 2 項に、政令第 11 条（指定医療機関の指定）、第 12 条（届出）及び第 13 条（指定辞退の申出）に関する規定について、都道府県知事がこれらの事務・権限を行う場合に必要な読替規定が設けられました。

なお、整備政令の施行の前に厚生労働大臣による指定を受けた指定医療機関については、整備政令の施行の日後、都道府県知事による指定を改めて受ける必要はないとされております。

また、整備省令により省令の改正を行い、現在、地方厚生局長に委任している指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限について、所要の整理が行われることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関にご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の指定等に関する事務・権限の移譲について

（平 27.3.31 事務連絡 厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室）

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
道 永 麻 里

日本医師会常任理事
松 本 純 一

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の
指定等に関する事務・権限の移譲について

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成 25 年 12 月 20 日閣議決定)」において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定に係る事務・権限及び法第 12 条第 3 項に規定する指定の取消しに係る事務・権限(以下「指定等事務・権限」という。)について、都道府県知事に移譲するとされていたところであります。

今般、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(平成 27 年政令第 128 号。以下「整備政令」という。)」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 27 年厚生労働省令第 55 号。以下「整備省令」という。)」が平成 27 年 3 月 31 日公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これにより、整備政令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成 7 年政令第 26 号。以下「政令」という。)の所要の改正が行われるとともに、整備省令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成 7 年厚生省令第 33 号。以下「省令」という。)の所要の改正が行われ、指定等事務・権限について、都道府県知事に移譲されることとなります。

具体的には、整備政令により政令第 22 条第 1 項の改正を行い、法第 12 条第 1 項(指定医療機関の指定)及び同条第 3 項(指定医療機関の指定取消し)並びに第 13 条第 2 項(指定医療機関の指導)に係る権限を都道府県知事に移譲することとした上で、政令第 22 条第 2 項に、政令第 11 条(指定医療機関の指定)、第 12 条(届出)及び第 13 条(指定辞退の申出)に関する規定について、都道府県知事がこれらの事務・権限を行う場合に必要な読替規定が設けられました。

なお、整備政令の施行の前に厚生労働大臣による指定を受けた指定医療機関については、整備政令の施行の日後、都道府県知事による指定を改めて受ける必要はないとされております。

また、整備省令により省令の改正を行い、現在、地方厚生局長に委任している指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限について、所要の整理が行われることとされております。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する

指定医療機関の指定等に関する事務・権限の移譲について

(平 27. 3. 31 事務連絡 厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室)

事 務 連 絡
平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する指定医療機関の
指定等に関する事務・権限の移譲について

平素より原子爆弾被爆者に対する援護にご協力頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号）」が施行され、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号）に規定する指定医療機関の指定等に係る事務・権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されます。

今般、別添のとおり各都道府県並びに広島市及び長崎市宛て通知し、管下の関係者及び関係団体等に対しても周知を行うよう依頼しましたので、貴団体におかれましても御承知置きいただきますよう、お願い申し上げます。

平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事
広島市長
長崎市長

— 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行について（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成 27 年政令第 128 号。以下「整備政令」という。）」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 55 号。以下「整備省令」という。）」が本日公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）に係る整備政令及び整備省令の改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、ご了知の上、関係者及び関係団体等に周知を図るとともに、実施に遺漏のないようお願いしたい。なお、移譲した事務・権限が円滑に実施されるよう、万全の支援を行う所存であるので、不明な点等があればご照会願いたい。

記

第 1 改正の趣旨

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）」において、法第 12 条第 1 項に規定する指定医療機関の指定に係る事務・権限及び法第 12 条第 3 項に規定する指定の取消しに係る事務・権限（以下「指定等事務・権限」という。）について、都道府県知事に移譲することとされた。このことを踏まえて、整備政令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成 7 年政令第 26 号。以下「政令」という。）の所要の改正を行うとともに、整備省令において原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成 7 年厚生省令第 33 号。以下「省令」という。）の所要の改正

を行うことより、指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限について、都道府県知事に移譲するものである。

第2 改正の概要

(1) 整備政令による政令の改正について

整備政令により、

- ・ 政令第22条第1項の改正を行い、法第12条第1項（指定医療機関の指定）及び同条第3項（指定医療機関の指定取消し）並びに第13条第2項（指定医療機関の指導）に係る権限を都道府県知事に移譲することとした（整備政令第28条第1項関係）。
- ・ また、政令第22条第2項において、政令第11条（指定医療機関の指定）、第12条（届出）及び第13条（指定辞退の申出）に関する規定について、都道府県知事がこれらの事務・権限を行う場合における必要な読替規定を設けることとした（整備政令第28条第2項関係）。

なお、整備政令の施行の前に厚生労働大臣による指定を受けた指定医療機関については、整備政令の施行の日後、都道府県知事による指定を改めて受ける必要はないため、ご留意されたい（整備政令附則第4条関係）。

(参考) 都道府県知事に対する移譲事務・権限

- ① 指定医療機関の指定（法第12条第1項、政令第11条）
- ② 指定医療機関の指定の取消し（法第12条第3項）
- ③ 指定医療機関の指導（法第13条第2項）
- ④ 指定医療機関の変更届出等（政令第12条）
- ⑤ 指定医療機関の指定辞退の申出（政令第13条）

(2) 整備省令による省令の改正について

指定等事務・権限及びこれに付随する事務・権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲することに伴い、現在、地方厚生局長に委任しているこれらの事務・権限について、所要の整理を行うこととした（整備省令第20条関係）。

第3 施行期日

平成27年4月1日

〔政 令〕

- 内閣府組織令の一部を改正する政令(一二四)
- 法務省組織令の一部を改正する政令(一二五)
- 厚生労働省組織令及び労働組合法施行令の一部を改正する政令(一二六)
- 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令(一二七)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令(一二八)(抄)
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二九)
- 平成十二年から平成二十五年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(一三〇)

○東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(一三一)

○私立学校振興助成法施行令の一部を改正する政令(一三二)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令(一三三)

○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令(一三四)

○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令(一三五)

○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一二六)

○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令(一二七)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(一二八)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(一二九)

○日本医療研究開発機構審議会令(一四〇)

〔府 令〕

○保険業法施行規則及び資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府二二)

〔府令・復興庁令・省令〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・復興庁・総務・財務・農林水産・経済産業)

〔府令・省令〕

○関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛)

○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・経済産業)

○株式会社産業再生機構法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・財務・経済産業)

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(内閣府・文部科学・厚生労働)

〔省 令〕

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第一条第三号に規定する担保権者を定める省令等の一部を改正する省令(財務一四)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う文部科学省・厚生労働省関係省令の整備に関する省令

(文部科学・厚生労働)

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(厚生労働五五)(抄)

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(同五六)

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同五七)

○介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令(同五八)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同五九)

○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令(農林水産三)

〔規 則〕

○労働委員会規則の一部を改正する規則(中央労働委一)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋二

政令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第三条の二」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第一章同条の次に次の二条を加える。

第三条 法第十二条第一項の規定により置かれる児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）の担当区域は、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね四万から七万までを標準として定めるものとする。

第三条の二 法第十三条第二項第一号の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の指定は、厚生労働省令で定める基準に適合する施設又は講習会について行うものとする。

指定児童福祉司養成施設等の指定を受けようとする施設設置者又は講習会の実施者（以下この条において「設置者等」という。）は、厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、当該施設の所在地又は講習会の開催地（以下この条において「所在地等」という。）の都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、設置者等が法人（地方公共団体を除く）であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添えなければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、前項の申請書の記載事項（厚生労働省令で定めるものに限る。）を変更しようとするときは、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に申請し、その承認を得なければならない。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、第二項の申請書の記載事項（前項の厚生労働省令で定めるもの以外のものであつて厚生労働省令で定めるものに限る。）に変更が生じたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に届け出なければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた施設の長は、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

法第十三条第二項第一号の指定を受けた講習会の実施者は、当該講習会の実施後一月以内に、厚生労働省令で定める事項を、当該講習会の開催地の都道府県知事に報告しなければならない。都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要があると認めるときは、その必要限度で、指定児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

都道府県知事は、指定児童福祉司養成施設等につき、第一項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に該当しなくなつたと認めるとき、若しくは第七項の規定による指導に従わないとき、又は次項の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

指定児童福祉司養成施設等の設置者等は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月又は講習会の実施月の二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該指定児童福祉司養成施設等の所在地等の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条の二の表第二十一條の五の二十五第二項第二号の項中「いう。」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十一條の五の二十五第二項第二号の項中「いう。」の下に「次号及び」を加え、同項の次に次のように加える。

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

指定児童福祉司養成施設等の設置者

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九條の表以外の部分中「第三條」を「第二條」に改め、同條の表第三條の項中欄中「その所在地の都道府県知事（公立の學校にあつては、その所在地の都道府県教育委員會、以下同じ）」を經由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「この場合において、当該設置者が學校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の學校にあつては、その所在地の都道府県教育委員會、以下同じ）」を經由して、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加ふる。

第九条の表第四条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第四条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第九條の表第五條の項上欄中「第五條」を「第五條第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第九條の表第七條の項上欄中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第二條」を「第二條第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七條第 二項	ものとする
	ものとする。ただし、当該指定養成施設 の所管大臣が厚生労働大臣である場合 は、この限りでない

第十三条中「第三条から第五条まで及び第八条」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）
第二十八条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「法第十七條第一項」を「法第十二條第一項及び第三項」第十三條第二項第十七條第一項に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により法第十二條第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

開設者（國を除く。）	開設者
都道府県知事を經由して、厚生労働大臣の認可を受ける。	都道府県知事

第十一條 第二項	（であつて国以外のものは	）は
-------------	--------------	----

第十二条	開設者（国を除く。以下同じ。） 臣	都道府県知事を経由して 厚生労働大臣
	開設者	都道府県知事

その所在地	速やかに、その所在地
都道府県知事を経由して、速やかに、	都道府県知事

第十三条	厚生労働大臣	
都道府県知事を経由して、厚生労働大臣	都道府県知事	

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）
第二十九条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のよう

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一 削除

第十八条第二項の表児童福祉法第二十條第五項の項及び母子保健法第二十條第五項の項を削り、同表児童福祉法第二十條第一項及び母性保護法第二十條第二項の「児童」を「若年者」と改め、

第十八条削除

第十九条第二項第十八号を次のように改める

同表保體師助産師
の長第「第十四條」を改め、同表理療療法士及び作業療法士法施行令第十六条

看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項の項上
欄中「第十四条第一項」に改め、同表理療療法士及び作業療法士法施行令第十六条

の長第「第十四條」を改め、同表理療療法士及び作業療法士法施行令第十六条

の表第十二条第一項の項、第十二条の項上欄中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同表視能訓練士法施行令第十七条の表第十二条第一項の項及び第十三条の項上欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

2 施行日前に旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する医療法第八条の二第二項、第九條第一項及び第十五條第三項の規定により国の機関に対し通知をしなければならない事項で、施行日前にその通知がされていないものについては、これを、同法第八条の二第二項、第九條第一項及び第十五條第三項の規定により地方公共団体の機関に対して通知をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

第三條 施行日前に医療法第七條第一項及び第二項、第十二條第一項及び第二項、第十八條並びに第二十七條の規定によりされた許可又はこの政令の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請で、施行日においてこれらの許可又は許可の申請に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後における第三十四條の規定による改正後の地方自治法施行令（以下「新地方自治法施行令」という。）第百七十四條の三十五の規定により読み替えて適用する同法第七條第一項及び第二項、第十二條第一項及び第二項、第十六條、第十八條並びに第二十七條の規定の適用については、これらの規定によりされた許可又は許可の申請とみなす。

2 施行日前に医療法第八条の二第二項、第九條第一項及び第二項並びに第十五條第三項並びに旧医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八條の規定により都道府県の機関に対し届出及び通知をしなければならない事項で、施行日前にその届出及び通知がされていないものについては、これを、新地方自治法施行令第百七十四條の三十五の規定により読み替えて適用する同法第八条の二第二項、第九條第一項及び第二項並びに第十五條第三項並びに第三條の規定による改正後の医療法施行令第一条の規定により読み替えて適用する同法第十八條の規定により地方公共団体の機関に対して届出及び通知をしなければならない事項についてその届出及び通知がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）
第四條 附則第二條第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 附則第二條第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により国又は都道府県の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第五條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第十八條の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、医療法第二十一條の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が同条の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が同条の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八條の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）
第六條 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八條の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成二十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二條後段を削る。

（独立行政法人航海訓練所法第十四條第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）
第七條 独立行政法人航海訓練所法第十四條第一項の規定による医療法施行令の規定の技術的読替え等に関する政令（平成二十二年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第二條後段を削る。
（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）
第八條 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第四百十号）の一部を次のように改正する。
第三條第三号中「第四條」を「第三條」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久
国土交通大臣 大田 昭宏
環境大臣 望月 義夫

○厚生労働省令第五十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十七年政令第二十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の三」を「第五条の二」に改め、第一章の三中第五条の三の前に次の六条を加える。

第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の内容であること。

第五条の二の三 学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

二 名称及び位置

三 設置年月日

四 学則

(母子保健法施行規則の一部改正)

第十四条 母子保健法施行規則(昭和四十年厚生省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「(国を除く。以下同じ。以下「国」を「いすれかに」に改める。

第十五条第一号中「法第二十條第五項に規定する指定の権限並びに」を削り、「第二十一條の三及び同法第二十八條第八項を」第二十一條の三第三項に改める。

(製菓衛生師法施行規則の一部改正)

第十五条 製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。以下「該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事」に改める。

第十九条中「地方厚生局長等」を「養成施設」に改める。

第二十条第一項中「第十七條第一項第二号又は第九号に掲げる事項とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十七條第一項第二号、第九号又は第十号に掲げる事項

二 養成施設の教員

第二十条第二項中「通信教材を」の下に「教員の採用に係るものであるときは、雇書に新たに教員となつた者の履歴書を」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第二十一條を削る。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)

第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第二十三條の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「法第三十九條第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事、次項及び第四項において同じ。」を加える。

第二十八條第一項ただし書中「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「又は養成施設」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)

第十七条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一條第一項」の下に「及び第十二條」を加える。

第十条の見出しを「(令第五條の規定により報告を要する事項)」に改める。

第十三條を第十四條とし、第十二條を第十三條とし、第十一條の次に次の一條を加える。

(令第十一條第四項の規定により報告を要する事項)

第十二條 令第十一條第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項とする。

一 指定をした場合 第八條第一項各号に掲げる事項(当該養成施設が国の設置する養成施設である場合にあっては、同項第二号から第十号までに掲げる事項)

二 令第四條第一項の規定により変更の承認をした場合 第八條第一項第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。)

三 令第四條第二項の規定により変更の届出を受けた場合 第八條第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。)

四 令第五條の規定により報告を取り消した場合 第十條各号に掲げる事項

五 令第七條の規定により指定を取り消した場合 指定を取り消した旨及び取り消した日(令第八條の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第十一條第一項第三号に掲げる事項)

取り消した日及び第十一條第一項第三号に掲げる事項)

(臨床工学技士法施行規則等の一部改正)

第十八条 次に掲げる省令の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

一 臨床工学技士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第十九号)第二十四條第二号

二 養成教員士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第二十号)第二十四條第二号

三 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成三年厚生省令第四十五号)第十六條第二号

四 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)第一條第六項第二号及び第三号

五 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令(平成十年厚生省令第七十五号)第十六條第二号

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)

第十九条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「厚生労働大臣」を「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第十九条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第五十條第一項ただし書を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を削る。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正)

第二十条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十六條中「次に掲げる厚生労働大臣の権限」を「法第十六條第一項及び第十七條第三項(これらの規定を法第二十一條において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働大臣の権限」に、第一号に掲げる権限(法第二十二條第三項に係るものに限る。及び第二号に掲げる権限)を「その権限」に改め、同条各号を削る。

(理容師法施行規則の一部改正)

第二十一条 理容師法施行規則(平成十年厚生省令第四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。以下「都道府県知事」に改める。

附則第八條第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

(理容師養成施設指定規則の一部改正)

第二十二条 理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削る。

第七條から第十條までの規定中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

第十二條及び第十三條第一項中「厚生労働大臣」を「指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第三十三条 美容師法施行規則(平成十年厚生省令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。以下「都道府県知事」に改める。

附則第八條第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。